



一般社団法人
うるわしの桜井をつくる会
〒633-0091 奈良県桜井市
桜井1259エルトさくらい内
TEL&FAX:0744-43-7773
URL : <http://lets.some.jp>
E-mail : lets@some.jp

令和5年9月

うるわし通信

令和5年度 市民フォーラム

7月15日(土)に市立図書館で4年ぶりの市民フォーラムが開催され、市民約400人が集まった。松井市長より本市の各種政策の取組状況の説明があり、その主なものは次の通りであった。

- ①昨年11月にグランドオープンを迎えた新庁舎や地域交流広場の紹介
- ②桜井市一般会計決算の推移と財政状況の説明
- ③奈良県とのまちづくりに関する連携協定による市内5カ所のまちづくりの進捗状況

桜井市の課題と必要な取組みについて

- ⑦財政を圧迫しているごみ処理施設の改良事業
- ⑧認定こども園設置による幼保一元化の取組みと保育料の負担軽減策
- ⑨少子化に伴う小中学校のあり方の見直しと給食費の負担軽減の検討
- ⑩国民の4人に1人が75歳以上の高齢者となる「2025年問題」の超高齢社会に対応する施策
- ⑪複雑化する課題に対応するための平成6年度からの「重層的な支援体制」の整備など『誰一人取り残さない、誰もが安心して暮せる桜井市を創りあげていきたい』と提起された。



図書館第1研修室

その後、参加者からの意見発表として3名からの提起がおこなわれた。

本会理事の楠木氏より「桜井市のパブリックコメン制度の活性化に向けて」、市よりの制度の積極的な広報活動による市民参加の働きかけ、「回答が紋切り型にならないよう」な対応の工夫、そして市民から寄せられた「意見と市の回答を保存するホルダーの設置要望」がおこなわれた。他の意見発表として、三輪そうめんのブランド化とそうめん街道づくりの要望などが出された。

筆者は、会場への参加者は限られた人数なので、参加出来なかった人の為に見逃し配信がされれば便利だと考える。また、以前同じように市町村長が実施する他市の市政報告会に参加したことがあり、受付で参加票に住所と氏名を記入する時に「〇〇市民ではなく桜井市民ですが」と告げると、「大丈夫です、本市他市を問わずにご参加いただいています」と即座に答えてもらい、大変感激したことを今回の市民フォーラムに参加して思い出した。

うるわしの桜井をつくる会理事 ひがし俊克

51年目を迎えた顕彰活動について

顕彰会理事 河村善一

土舞台顕彰会は昨年（令和4年11月5日・6日）、皆さまのご協力を得て盛大に50周年記念式典を開催しました。土舞台碑前での大祭は多数の来賓をお迎えして厳粛に執り行われ、桜井市出身の磨赤兒氏（大駱駝艦、音楽：スティーブエトウ氏）による「日本武尊」をテーマとした幽玄で壮大な舞踏が奉納されました。午後からは市立図書館に場所を移し、天理大学による伎楽上演、シンポジウム（天理大学佐藤名誉教授、磨赤兒氏、土舞台顕彰会河村会長）と、磨赤兒氏の講演と続けました。翌日は桜井市内の子ども達が半年間練習を重ねたミュージカルが、聴衆の感動を誘いました。桜井市が、正に「まほろば（素晴らしい場所、住みやすい場所の意）」であると感じられた2日間でした。

最近になって、土舞台顕彰会は保田與重郎氏を中心とした桜井の文化人達が、わずか50年前に起こした、知的でアカデミックで郷土愛に満ちた「何らかの秘めた狙い」を持ったムーブメントの一貫であったのではないかと思うようになりました。

神事（神事に伴う祭り）や伝統芸能は、継続させるべき歴史的意味があるにも関わらず、ムーブメントであればその性質上、主義・主張が実現されれば終息に向かい世間の熱も冷めてしまうものですが、土舞台顕彰会が50年も継続しているということは、未だにその「何らかの秘めた狙い」が結実していない、または永遠に追い求めるべき課題が与えられているのかもしれませんが、私は少なくとも親子、孫子レベルの届く範囲で郷土の文化や知的レベルを継承していくことが、保田與重郎氏等が仕掛けた「謎」を解く糸口になるのだと信じます。

今後の土舞台顕彰会は、顕彰するという文字通りの目的から、先達が投げかけた「何らかの秘めた狙い」を模索して、少し活動の幅を広げていきます。まずは、保田與重郎氏を知ることから始めようと、今年の顕彰大祭後の講演会（市立図書館 午後1時～）は、立教大学名誉教授で『保田與重郎の文学（新潮社）』を執筆された前田英樹氏にお願いしました。そしてその講演に備え、7月より月一回（全4回）、桜井市の次世代を担う若い経営者の方々にもご参加頂いて「保田與重郎」をテーマとした勉強会を行っています。

令和5年11月4日（土）に開催されます52回目（51周年）となる顕彰大祭（午前10時～）にも是非、足をお運びくださいますようお願い申し上げます。



問合せ先 桜井市観光協会（TEL0744-42-7530）



「保田與重郎」をテーマとした勉強会

「差別されない権利」の法制化と、救済制度の整備が求められる

「全国の部落地名のデーター」などをインターネットで垂れ流す行為は、差別を助長するもので違法とし、書籍の出版停止とネット上での情報削除を命ずる東京高裁での判決が、6月18日に出了た。（下記 毎日新聞 7月19日朝刊社説 参照）

このことについては、新聞各紙で報道され「差別されない権利」を認めたとの解説もされている。しかし、今回の判決は数年前から裁判がなされ、東京地裁の判決は第2審となっている。憲法14条では「差別されない権利」を規定しているが、差別を商う行為や差別助長をおこなう確信犯に対しては、法的規制がなく、差別被害者への救済制度も整備されていないのが現実である。この間、法的規制や救済策について、国会で「人権擁護法案」や「差別禁止法案」等の論議がされてきたが、時間切れ廃案となって法律は未整備である。

現在の「部落差別解消推進法」は理念法で、具体的な対応をすることは不十分であることは、成立時から指摘されて来ており、今回の判決を契機に、早期にこのような差別行為に対する救済と規制をおこなえるような法の整備が為される必要がある。

桜井市では、本年（令和5）年3月に「桜井市人権施策に関する基本計画（改訂版）」を策定し、取組みが進められている。インターネットによる人権侵害に対して削除要請をおこなっているが、今回の判決を契機に一層の対応が望まれる。（編集子 楠木克弘）

部落地名公開巡る判決

「差別されぬ権利」認めた

部落差別を助長する行為は許されないと明確に指摘した判決だ。被差別部落の地名リストをインターネット上に掲載した出版社に対し、東京高裁が公開や書籍出版を禁止し、賠償も命じた。1審に続く判断である。

特筆すべきは「差別されない権利」を認めたことだ。個人の尊厳や法の下の平等を定めた憲法の趣旨に基づく。

人は誰しも「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的な利益」を持ち、それは法的に保護されると明示した。

リストの公開は、居住者や出身者に不安を抱かせ、場合によって

は差別におびえる生活を余儀なくさせるものであり、こうした利益を侵害していると結論づけた。

プライバシーの侵害と判断するにとどめた1審より踏み込んだ内容であり、評価できる。

救済範囲も広げた。本人だけでなく、親族の住所・本籍がリストにある原告を対象に加えた。

部落差別の解消は、日本社会の長年の課題である。

地名リストは1970年代にも問題になった。掲載された書籍を企業が購入し、採用時の身元調査に利用していた。

偏見や差別意識は、今も社会に根強く残る。

法務省が2019年に実施した

部落差別に関する調査では、交際相手や結婚相手が同和地区の出身者かどうか気になるという15・8%の人が答えた。

身元調査を目的とした戸籍謄本の不正取得も後を絶たない。

ネット時代特有の課題も新たに生じている。

誰もが目にすることができるよう、情報が拡散すれば完全に消去するのはほぼ不可能だ。興味本位の内容や断片的な情報が広がり、差別意識を生み出しかねない。

法務省は、特定の地域を同和地区と名指しする投稿は許されないとの考え方を示している。

グーグルは昨年、こうした投稿動画224本をユーチューブから削除した。行政とネット事業者が連携し、速やかに対応すべきだ。

生まれた場所や居住地を理由に、理不尽な扱いを受けることがあってはならない。社会全体で根絶に取り組む必要がある。



磯田道史講演会

- 磯田道史(国際日本文化研究センター教授)講演会
日 時: 令和6年2月18日(日)午後予定
場 所: 桜井市立図書館第1研修室
* 時間及び受付等の詳細については、後日お知らせします。



桜井図書館友の会

- 9月の読書会は、『反戦川柳人 鶴彬の獄死』佐高信(著)です。川柳を通じて昭和初期、軍国主義に走る政府を真正面から批判し反戦を訴え続けた作家がいた。

日 時: 9月26日(火)15:00から

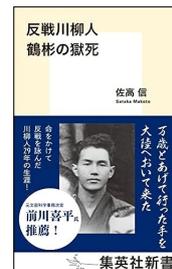
場 所: 桜井市市民活動交流拠点会議室(エルト桜井2階内)

- 10月の読書会は、『京大医学部で教える合理的思考』中山健夫(著)です。EBM(根拠に基づく医療)研究の最前線にいる京大医学部教授が、「合理的に考える」技術を伝授します。

日 時: 10月24日(火)15:00から

場 所: 桜井市市民活動交流拠点会議室(エルト桜井2階内)

問合せ先 南部 ☎ 0744-43-5949 友の会会員以外の参加も歓迎します。



編集後記

2011年7月10日に、うるわし通信の第1号が発刊された。うるわしの会も設立(2010年3月14日)から13年が経過し、次号は第100号の発行を迎えることとなる。2011年は、東日本大震災が起こり、津波や原発事故で甚大な災害が発生した年であった。また、今は円安で1ドル=146円前後であるが、当時は歴史的な円高で、1ドル=75円であった。

大きな政治的変革もこの時期にあり、民主党の管政権が退陣し、野田政権が誕生(その後安倍政権へ)、大阪府知事・大阪市長のダブル選挙で、維新の会が圧勝という流れが生まれた。今日につながる底流が、この年に形成されたとも言えるのではないか。

うるわしの会も創立から13年が経過し、通信100号の発行を前にして、これまでの本会の歩みを「通信」で振り返ると共に、今後の活動を展望する紙面を提供出来るように、現在準備をおこなっている。ご期待ください。(編集子 K)

うるわし通信発行人
ひがし俊克
TEL:090-3652-8104